

<p>公安委員会 説明資料No. 1</p>	<p>六代目山口組の指定の確認 について</p>	<p>平成28年5月26日 組織犯罪対策企画課</p>
<p>1 指定の確認の概要</p> <p>平成28年4月8日、兵庫県公安委員会から六代目山口組に係る指定暴力団としての指定についての確認請求書を受理。審査専門委員の意見聴取を経て、指定の要件に該当する旨の確認を行うもの。</p> <p>※ 六代目山口組（主たる事務所：兵庫県、代表する者：篠田建市、構成員：約5,700人）</p> <p>2 指定の要件に該当すると認める理由</p> <p>(1) 実質目的要件（暴力団対策法第3条第1号）該当性</p> <p>以下を踏まえ、六代目山口組は、資金獲得活動のため、同団体の威力をその暴力団員に利用させ、又は利用することを容認することを実質上の目的とするものと認められる。</p> <p>ア 威力を利用した資金獲得活動</p> <p>前回指定の効力発生日（平成25年6月23日）以降、同団体の暴力団員は、同団体の威力を利用した資金獲得活動を行っており、多数の者が恐喝等により検挙され、又はみかじめ料要求行為等により中止命令等を受けている。</p> <p>イ 審査専門委員の意見</p> <p>いずれの審査専門委員からも、同団体は実質目的要件を満たす旨の意見が提出された。</p> <p>(2) 犯罪経歴保有者要件（同条第2号）該当性</p> <p>六代目山口組の幹部又は全暴力団員の数に占める犯罪経歴保有者数の比率が、暴力団対策法施行令で定める比率を超えている。</p> <p>(3) 階層組織性要件（同条第3号）該当性</p> <p>六代目山口組は、代表する者の統制の下、運営を支配する地位の階層、指示又は命令できる地位の階層及びその他の地位の階層を有し、階層的に構成されている団体である。</p> <p>3 今後の予定</p> <p>(1) 5月26日 国家公安委員会による確認 兵庫県公安委員会へ確認結果通知書を送付</p> <p>(2) 6月13日 官報公示、六代目山口組へ指定通知書を送達</p> <p>(3) 6月23日 指定の効力発生</p>		

1 巡察の実施

警察庁は、平成27年度中、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事収容施設法」という。）に基づき、全1,158留置施設（平成27年4月1日現在）のうち、230留置施設（内部部局実施～53施設、管区警察局実施～177施設）に対して巡察を実施した。

2 巡察の実施結果

巡察を実施した留置施設においては、被留置者の人権に配慮した処遇に努めるなど、刑事収容施設法等の定めるところにより、留置管理業務を推進している状況が認められた。

その中で、一部の管理運営方法等について、早急に改善を要する事項が認められた施設（68施設）に対して、その旨の指摘を行った。

なお、指摘事例は次のとおりであるが、いずれも順次改善措置が図られているところ。

(1) 留置施設の管理運営に関する事項

○ 留置施設の非常口を開閉した際、逃走防止のために吹鳴すべき非常ベルが吹鳴しないなど、被留置者事故の未然防止等に係る取組に改善を要する。（6県9施設）

○ 巡察実施時、留置担当官が留置施設の出入口扉を外側から解錠した際、扉の内側に被留置者がいたのに、その状況を確認せずに扉を開扉しており、逃走防止のための措置を確実に行うよう改善を要する。（1県1施設）

○ 留置担当官の個人ロッカーが留置施設内に設置されていたり、留置担当官が留置施設内で食事を摂らざるを得ない運用となっているなど、留置担当官の勤務環境について改善を要する。（1県2施設）

(2) 被留置者の処遇に関する事項

○ 被留置者が、留置担当官に執拗に言いがかりを付けたり、居室の鉄格子を蹴ったりしているにもかかわらず、問題のある被留置者として指定して組織的に対応することの検討が十分になされていないなどの点で、その対応に改善を要する。（8県8施設）

3 今後の取組

平成28年度においても、平成27年度の巡察の実施結果を周知した上で、引き続き、

○ 上記指摘事項を踏まえた対策がとられているか

○ 業務の合理化を図るとともに、留置担当官の士気高揚・尊厳確保に向けた取組を推進しているか

等に着眼して、巡察を実施する。

刑事訴訟法等の一部を改正する法律については、平成28年5月24日に成立した。

1 今国会における審議状況

- 平成27年8月、衆議院本会議で可決された後、参議院で継続審議
- 平成28年4月、参議院における審議が再開され、5月20日参議院本会議で可決、同月24日に衆議院本会議で再可決・成立

2 主な改正内容（別添1参照）

取調べ及び供述調書への過度の依存から脱却するため、

- ・ 取調べの録音・録画制度の導入
- ・ 悪質・巧妙化する組織犯罪に対応するための通信傍受の合理化・効率化
- ・ いわゆる「合意制度」の導入

等、9項目の制度を一体として整備するもの。

3 参議院における附帯決議（別添2参照）

衆議院での附帯決議をベースに、起訴後勾留における取調べの録音・録画の実施、及び特定電子計算機を用いる傍受の実施において、当該事件の捜査に従事していない警察官の立会いの実施について追加された。

4 各制度の施行期日（別添3参照）

- 通信傍受の対象犯罪拡大、証拠の一覧表交付制度等は6ヶ月以内
- 取調べの録音・録画制度、新方式による通信傍受手続の導入は3年以内

5 当面の課題

(1) 都道府県警察への周知・徹底

特に、通信傍受の対象犯罪の拡大等、施行までの期間が短く、警察捜査にも影響を及ぼし得る制度についての周知・徹底

(2) 取調べの録音・録画制度化への対応

取調べ技能の向上、資機材の整備等

(3) 改正通信傍受法の施行準備

特定電子計算機の開発・整備、新たな対象犯罪における通信傍受の活用方策の検討、これまで通信傍受に従事したことの無い捜査員に対する教養の強化等

沖縄県警察は、沖縄県うるま市に居住する女性の死体を遺棄したとして、5月19日、米軍関係者である被疑者を死体遺棄罪で緊急逮捕した。

1 被疑者

住居 沖縄県しまじりぐんよなぼるちよう島尻郡与那原町

米軍関係者

32歳

2 被害者

住居 沖縄県うるま市

会社員 A 女 当時20歳

3 逮捕事実の概要

被疑者は、平成28年4月28日から同月29日までの間、沖縄県くにがみ おんな国頭郡恩納村所在の雑木林に、被害者の死体を遺棄したものの。

4 捜査の経過

- (1) 4月29日、被害者の知人男性から行方不明者届を受理。
- (2) 5月12日、被害者の公開手配を実施。
- (3) 捜査の結果、被疑者が浮上し、5月19日、被疑者の案内により、沖縄県国頭郡恩納村所在の雑木林において、被害者の死体を発見し、被疑者を死体遺棄罪で緊急逮捕。

警視庁は、平成28年5月21日、東京都小金井市において発生した、女性に対する刃物使用の傷害事件につき、同日、被疑者1名を傷害罪で現行犯逮捕した。

1 被疑者

住居 京都市右京区

造園業

27歳 男性

2 被害者

住居 東京都武蔵野市

大学生・タレント A 女 20歳

3 事案の概要

被疑者は、平成28年5月21日、東京都小金井市内において、被害者の胸部等を刃物で刺し、傷害を負わせたもの。同日、現場臨場した警察官が、被疑者を傷害罪で現行犯逮捕したもの。

※ 5月23日、殺人未遂・銃刀法違反で送致。

4 その他

事件発生前に、被害者等から警察に対して相談が寄せられていたもの。

1 「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン」について

平成28年4月8日から5月7日までの間、意見公募手続を実施した結果、17件の御意見が寄せられたところ、原案のとおり（※）、「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン」を策定・公表する。

（※）組織名の変更に伴い、「独立行政法人交通安全環境研究所」を「独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所」に訂正。

2 「官民ITS構想・ロードマップ2016」について

近年の自動走行等をめぐる産業・技術の変化、第2回未来投資に向けた官民対話（平成27年11月5日開催）における総理発言等を踏まえ、平成28年5月20日に、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部において、「官民ITS構想・ロードマップ2016」が決定された。

【「官民ITS構想・ロードマップ2015」からの主な改定事項】

- 自動走行システムの定義等の見直し
 - ・ 自動走行モード中は、ドライバーに監視義務がなく、システムが責任（※）を負うものを「レベル3」と定義する。
 - ※ 責任の内容や範囲については、今後検討が必要。
 - ・ 車両外（遠隔）にドライバーに相当する者が存在し、その者の監視等に基づく自動走行システムについて、「遠隔型自動走行システム」（レベル4相当）と定義する。
- 自動走行システムの「市場化期待時期」等の精緻化・前倒し
 - ・ 高速道路での自動走行（レベル2：準自動パイロット）及び限定地域での無人自動走行移動サービス（レベル4相当：遠隔型自動走行システム）→2020年まで
 - ・ レベル3（自動パイロット）→2020年目途
 - ・ レベル4（完全自動走行システム（非遠隔型））→2025年目途

3 今後の取組

平成28年度においては、「官民ITS構想・ロードマップ2016」等を踏まえ、自動運転の段階的実現に向けた環境の整備を図ることを目的として、有識者を交えた検討委員会を設置し、

- 高速道路での準自動パイロットの実用化に向けた運用上の課題
- 限定地域での遠隔型自動走行システムによる無人自動走行移動サービスの公道実証実験の実施に向けた措置
- 平成27年度の調査研究において今後更に検討すべきものと整理されたその他の課題

等に関する検討を進めていく。

1 規制改革に関する答申について

5月19日、規制改革会議（議長：岡素之（住友商事株式会社相談役））において規制改革に関する第4次答申が取りまとめられ内閣総理大臣に提出された。この答申に基づき近日中に政府の規制改革実施計画が閣議決定される予定。

2 規制改革に関する答申の概要（警察庁主管部分）

(1) 運転免許制度関係

ア 普通第二種免許の受験資格の緩和

(ア) 経験年数要件（3年以上）の見直し

普通第二種免許の受験資格である3年の経験年数要件を一定の条件を満たす者に対して引き下げることについて、既存の特例制度等を踏まえつつ検討することとし、そのために必要な試験・教習の在り方についても検討を行い、結論を得る。

（平成28年度検討開始、遅くとも平成30年度までに結論）

(イ) 年齢要件（21歳以上）の見直し

少子高齢化の進展に伴いドライバーが不足していること、自動車技術の進展、安全性確保の観点等を踏まえ、年齢要件を含めて普通第二種免許制度の今後の在り方を総合的に検討する。

（平成28年度検討開始、結論を得次第速やかに措置）

イ ワゴン車の運転に必要な免許の見直し

乗車定員が11名以上であることにより運転に中型自動車免許が必要とされているワゴン車を準中型自動車免許で運転可能とすることについて、乗車定員の見直し、限定解除審査の在り方、安全確保措置等必要な事項について、運転希望者の負担や道路交通の安全の観点を踏まえつつ、検討を行い、結論を得る。

（平成28年度検討開始、遅くとも平成30年度までに結論）

(2) その他

古物商が非対面で行う相手方の真偽確認方法の選択肢の拡大

（措置済み）

3 今後の予定

5月末頃 規制改革実施計画の閣議決定